

寄 附 行 為

財団法人 日本漢字能力検定協会

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 日本漢字能力検定協会という。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区烏丸通り松原下る五条烏丸町398番地に置き、従たる事務所を東京都千代田区大手町二丁目1番1号に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、日本人の日常生活に欠くことのできない漢字の能力を高め、広く漢字に対する尊重の念と認識を高めるため、漢字能力検定試験を行うとともに、漢字に関する講演会、講習会の開催、出版物の刊行及び調査研究、漢字能力を獲得する上で欠かせない日本語の検定試験等を行い、日本文化の発展に寄与するとともに、我が国における生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 漢字に関する検定試験の実施、技能度の登録及びその証明書の発行。
- (2) 漢字に関する講演会、講習会等の実施。
- (3) 漢字に関する調査研究。
- (4) 漢字の学習に関する普及・啓発活動。
- (5) 漢字に関する教育・学習及び調査研究等の活動への助成。
- (6) 漢字に関する出版物の刊行。
- (7) 漢字能力を獲得する上で欠かせない日本語の検定試験。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第6条 この法人の資産は、次の通りとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 事業にともなう収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第7条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第8条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。
- 2 基本財産のうち現金は、金融機関への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公債など確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第9条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

- 第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監

事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるとき、理事の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第14条 第9条ただし書き及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上15名以内 (うち、理事長1名とする。)
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任されて役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき

(役員報酬)

第22条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(評議員)

第23条 この法人に、評議員11名以上20名以内をおく。

- 2 評議員は、学識経験のある者、又はこの法人の事業に理解のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の諮問に応じ、理事長に対して必要と認める事項について助言する。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求があったと

きは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決、定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

(評議員会)

第28条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会には、第25条第1項、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 4 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他のこの法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 5 前各号の定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、本法人と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第31条 この法人の事務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 事務局長及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経、理事長が定める。

(書類及び帳簿の備付)

第32条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 庶務日誌
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第8号、第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第3号、第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これ

を一般の閲覧に供するものとする。

第8章 補 足

(細則)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第17条第1項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
3. 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
4. 本法人の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

平成4年6月16日制定
平成14年1月30日一部改定
平成14年5月24日一部改定
平成19年2月8日一部改定